

# 第 8 5 3 回 小浜市教育委員会

と き：令和 5 年 3 月 17 日（金）

午後 3 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階 401 会議室

## 1. 会議録 第 8 5 2 回の承認

## 2. 報 告

報告第 5 号 諸般の報告 R5. 2. 17～R5. 3. 16

行事予定 R5. 3. 17～R5. 4. 30 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

## 3. 議 案

議案第 9 号 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について (P5～P15)

【教育総務課】

議案第 1 0 号 小浜市コミュニティーセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について (P16～P20)

【生涯学習スポーツ課】

議案第 1 1 号 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について (P21～P25)

【生涯学習スポーツ課】

## 4. 教育長報告

## 5. その他



# 諸般の報告

(2月17日～3月16日)

【教育総務課】

月 日	場 所	内 容	出席者(参加者)
2月17日(金)	庁内	令和4年度小浜市教育委員会表彰式	教育長・全委員
2月17日(金)	庁内	【第852回定例教育委員会】	教育長・全委員
2月20日(月)	議場	【小浜市議会3月定例会 開会】(3.22まで 会期31日間)	教育長ほか職員
2月27日(月)	オンライン	令和4年度第4回校長会	教育長、上田職務代理者
3月2日(火)	庁内	奈良市お水送り親善使節団表敬訪問	市長、副市長、教育長
3月6日(月)	庁内	令和5年度採用小浜市奨学資金貸付選考委員会	上田職務代理者・村上委員
3月15日(水) 16日(木)	議場	【小浜市議会3月定例会 一般質問】	教育長、職員
学校行事			
3月10日(金)	小浜第二中学校	卒業式 午前9時開式	教育長
	小浜中学校	卒業式 午前9時30分開式	上田職務代理者
3月13日(月)	雲浜小学校	卒業式 午前9時開式	村上委員
3月14日(火)	小浜美郷小学校	卒業式 午前9時開式	上田職務代理者
3月15日(水)	小浜小学校	卒業式 午前9時開式	桂田委員
3月16日(木)	加斗小学校	卒業式 午前9時開式	桂田委員
	内外海小学校	卒業式 午前9時開式	上田職務代理者
	今富小学校	卒業式 午前9時開式	村上委員
	中名田小学校	卒業式 午前9時開式	坂下委員
3月17日(金)	西津小学校	卒業式 午前9時開式	坂下委員
	口名田小学校	卒業式 午前9時開式	教育長

# 行事予定

(3月17日～4月30日)

【教育総務課】

月 日	場 所	内 容	出席(参加)予定者
3月17日(金)	庁内	【第853回定例教育委員会】	教育長、全委員
3月22日(水)	庁内	令和4年度小浜市食育推進会議	市長、教育長ほか職員
3月22日(水)	議場	【小浜市議会3月定例会 委員長報告・採決】	教育長他職員
3月28日(火)	庁内	学校教育への寄附に対する感謝状贈呈式	市長、教育長ほか職員
3月30日(木)	文化会館	退職教職員感謝状贈呈式	市長・教育長他職員
3月30日(木)	庁内	FM福井防犯ブザー贈呈式	市長・教育長
3月31日(金)	文化会館	市職員退職者辞令交付式	教育長ほか職員
4月3日(月)	働く婦人の家	市職員辞令交付式	市長・教育長
4月3日(月)	働く婦人の家	教育委員会会計年度任用職員辞令交付式	教育長
4月4日(火)	文化会館	市校長会・教頭会	教育長・上田職務代理者
4月17日(月)	庁内	【第854回定例教育委員会】	教育長、全委員
4月20日(木) 4月21日(金)	富山県 射水市	第33回東海北陸都市教育長協議会定期総会	教育長

# 諸般の報告

(2月17日～3月16日)

【生涯学習スポーツ課】

月 日	場 所	内 容	出席者（参加者）
2月18日（土）	市民体育館	第9回市民スティックリング大会	職員
2月25日（土） 2月26日（日）	チャンネルO 番組放映	小浜市連合婦人会主催「婦人のつどいテレビ講演会」 人権講演会 講師 若宮正子 氏 「私は創造的でありたい ～人生に「もう遅いはない」～」	
3月 4日（土）	中央公民館	家庭教育講演会 講師 吉弘淳一 氏 「親のストレスマネジメントについて」	職員
3月 4日（土）	文化会館	それいけ音楽会（文芸おばま事業）	職員
3月 5日（日）	市武道館	第54回小浜市剣道大会	教育長、職員
3月12日（日）	旭座	第17回旭座上方落語会	職員

# 行 事 予 定

(3月17日 ~ 4月30日)

【生涯学習スポーツ課】

月 日	場 所	内 容	出席(参加)予定者
3月26日(日)	青少年自然の家	スプリングキャンプ(子ども会主催)	職員
4月16日(日)	小浜美郷小 グラウンドほか	第40回OBAMA若狭マラソン大会	市長、教育長、職員

議案第9号

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について承認を求める。

令和5年3月17日 提出

小浜市教育委員会  
教育長 窪田 光宏

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正  
する訓令

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成23年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「準要保護児童生徒就学援助認定申請書（様式第1号）および準要保護児童生徒就学援助事業にかかる収入額・需要額調書（様式第2号）に、」を「就学援助費受給申請書（様式第1号）に、必要に応じて」に、「準要保護児童生徒就学援助（新入学児童生徒学用品費）認定申請書（様式第3号）に必要書類を添えて」を「就学援助費（新入学児童生徒学用品費）受給申請書（様式第2号）に必要に応じて世帯全員の所得に関する証明書を添えて」に改める。

様式第1号および様式第2号を、次のように改める。



年度 就学援助費受給申請書

小浜市教育委員会 様

※申請者(保護者)は本枠内を記入してください。

下記のとおり就学援助費を受給したいので申請します。申請に際して、小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づき認定審査のために、家族構成、世帯の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定等について、民生委員や関係機関への照会および、課税台帳、住民票等の公簿を閲覧することを承諾します。また、認定後、給食費等学校納付金に滞りがある場合は、当該就学援助費を滞納額に充当することに同意します。

※地区担当民生委員の署名をもらってください。

学校名			新学年	対象児童生徒氏名	住 所	申請者(保護者)氏名
小浜市立	学校	新	学年		小浜市 年1月1日の住所(上記と違う場合のみ記入) ※小浜市外の場合は、 乳幼児・学生を除く家族全員の所得証明書を添付すること。	(自署)  (電話番号 )
		新	学年			
		新	学年			
		新	学年			

都道府県の地区別区分：Ⅵ区  
地域の級地区分：3級地-1

家族(同一生計)の状況(保護者および対象児童生徒を含む)						* 収入状況		* 需 要 額 等				
氏 名	生年月日 (満年齢) ※ 年12月末現在	続 柄	勤務先または 在学学校名・学年 ※ 年12月末現在	同居 別居の 別	特別支援学 校・学校の 場合○	所得金額 ※給与所得・公的年金の都合 は、10万円を控除する	教育 扶 助		生 活 扶 助			
							学 校 給 食 費	基 準 額	第1類	期 末 一 時 扶 助	第 2 類	
	年 月 日 ( 歳)						円	円	円	円	基 準 額 (e)	円
	年 月 日 ( 歳)										地区別冬季加算額 (f)	円
	年 月 日 ( 歳)										住宅扶助基準 (g)	円
	年 月 日 ( 歳)										障害者加算控除 (h)	円
	年 月 日 ( 歳)										需要額の合計(a)~(g)	円
	年 月 日 ( 歳)										(E)	円
	年 月 日 ( 歳)										12月の所得額(C)/12ヶ月	円
	年 月 日 ( 歳)										(D)	円
	年 月 日 ( 歳)										障害者加算がある場合 (D)-(h)	円
合 計			所得金額の合計			(A)	(a)	(b)	(c)	(d)	所得額/需要額 (D)/(E)	円
			社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除額 ※住民税控除 合計			(B)						円
			差し引き合計(A)-(B)			(C)						円

児童扶養手当に基づく 児童扶養手当	1 受給中である	生活保護法に基づく 生活保護	1 受給中である	就学援助が必要な理由 (具体的に記入してください。)
	2 申請中である		2 停止または廃止されている	
	3 受給していない		3 受給したことはない	

《以下は記入しないでください》

学校長 意見欄	※教育委員会記入欄	申請者の意向について承知し、申請書の記載内容を確認しました。
学校名	右のとおり決定する。	担当民生委員
学校長	年 月 日 小浜市教育委員会	署名
	1 認定する。 (援助開始月 月)	
	2 却下する。	

年度 就学援助費(新入学児童生徒学用品費)受給申請書

下記のとおり就学援助費を受給したいので申請します。申請に際して、小浜市要保護および障害児児童生徒就学援助費支給要綱に基づき認定審査のために、家族構成、世帯の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定等について、民生委員や関係機関への照会および、課税台帳、住民票等の公簿を閲覧することを承諾します。また、認定後、給食費等学校納付金に滞りがある場合は、当該就学援助費を滞納額に充当することに同意します。

※申請者(保護者)は**太字内を記入**してください。

※**地区担当民生委員の署名をもらってください。**

年月日		申請者(保護者)氏名	
学校名	新学年	対象児童生徒氏名	住所
小浜市立	新 学年		小浜市
学校	新 学年		年1月1日の住所(上記と違つ場合のみ記入) ※小浜市外の場合は、乳幼児・学生を除く(児童委員の所得証明書を添付すること。)
	新 学年		
	新 学年		
		(電話番号)	
都道府県の地区別区分: <b>Ⅵ区</b> 地域の級地区分: <b>3級地-1</b>			

家族(同一生計)の状況(保護者および対象児童生徒を含む)					* 収入状況		* 需 要 額 等				
氏 名	生年月日 (満年齢) ※ 年12月末現在	続 柄	勤務先または 在学学校名・学年 ※ 年12月末現在	同居 別居の 別	特別支援学 級・学校の 場合○	所得金額 ※給与所得・公的年金の合計 は、10万円を超過する	教育 扶 助		生 活 扶 助		
	年 月 日 ( ) 歳						学 校 給 費	基 準 額	第1類	期 末 一 時 扶 助	第 2 類
	年 月 日 ( ) 歳						円	円	円	円	基 準 額 (e)
	年 月 日 ( ) 歳										地 区 別 冬 季 加 算 額 (f)
	年 月 日 ( ) 歳										住 宅 扶 助 基 準 (g)
	年 月 日 ( ) 歳										障 害 者 加 算 控 除 (h)
	年 月 日 ( ) 歳										需 要 額 の 合 計 (a)~(g)
	年 月 日 ( ) 歳										(B)
	年 月 日 ( ) 歳										12月の所得額(C)/12ヶ月
	年 月 日 ( ) 歳										(D)
	年 月 日 ( ) 歳										障 害 者 加 算 が あ る 場 合 (D)-(h)
合 計	所得金額の合計					(A)	(a)	(b)	(c)	(d)	所 得 額 / 需 要 額 (D)/(E)
	社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除額 ※住民税控除 合計					(B)					
	差し引き合計(A)-(B)					(C)					(切り捨て、小数点以下2位)

児童扶養手当法に基づく 児童扶養手当	1 受給中である	生活保護法に基づく 生活保護	1 受給中である	就学援助が必要な理由 (具体的に記入してください。)
	2 申請中である		2 停止または廃止されている	
	3 受給していない		3 受給したことはない	

【振込口座】

金融機関	支店	種別	口座番号
		普通	
(フリガナ)			
口座名義			

※教育委員会記入欄

右のとおり決定する。

年 月 日

小浜市教育委員会

1 認定する。
2 却下する。

申請者の意向について承知し、申請書の記載内容を確認しました。

担当民生委員  
署名

様式第3号を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 議 案 内 容 要 点

### 議案第9号 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について

#### 1) 改正理由

就学援助費支給手続きの簡略化を図るため、就学援助費を受けようとする児童生徒の保護者が作成する申請書様式および提出書類の変更をするもの。

#### 2) 内容

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成23年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

#### 【改正後・現行比較】

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(申請の手続)</p> <p>第8条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>就学援助費受給申請書（様式第1号）</u>に、必要に応じて世帯全員の所得に関する証明書を添え、  <u>児童または生徒が在学する学校長を経由して、教育委員会に申請しなければならない。ただし、第6条第1項第3号の費用にかかる就学援助を受けようとする者は、就学援助費（新入学児童生徒学用品費）受給申請書（様式第2号）</u>に、必要に応じて世帯全員の所得に関する証明書を添</p>	<p style="text-align: center;">(申請の手続)</p> <p>第8条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>準要保護児童生徒就学援助認定申請書（様式第1号）および準要保護児童生徒就学援助事業にかかる収入額・需要額調書（様式第2号）</u>に、<u>世帯全員の所得に関する証明書を添え、児童または生徒が在学する学校長を経由して、教育委員会に申請しなければならない。ただし、第6条第1項第3号の費用にかかる就学援助を受けようとする者は、準要保護児童生徒就学援助（新入学児童生徒学用品費）認定申請書（様式第3号）</u>に、必要書類を添えて</p>

えて、別に定める指定期間内に教育委員会に提出しなければならない。要保護者については、この限りではない。

\_\_\_\_、別に定める指定期間内に教育委員会に提出しなければならない。要保護者については、この限りではない。

様式第1号(第8条関係)

年度 就学援助費受給申請書

整理番号 No.

小浜市教育委員会 様

※申請者(保護者)は太字枠を記入してください。 ※地区担当民生委員の署名をもらってください。

下記のとおり就学援助費を受給したいので申請します。申請に際して、小浜市事務課および児童福祉課児童生活就学援助費支給要綱に基づき認定審査のため、家庭構成、世帯の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定等について、民生委員や関係機関へのご協力をお願いいたします。また、認定後、給食費等学校納付金に滞りがある場合は、当該就学援助費を滞納額に充当することに同意します。

学校名	新学年	対象児童生徒氏名	住所	年月日	申請者(保護者)氏名
小浜市立	新学年		小浜市		(自署)
学校	新学年		※1月1日の住所(上記の欄が欄のみ記入) ※小浜市外の場合は、乳幼児・学生宅別く児童委員の住所調査票を併用すること。		(電話番号)
新学年					

家族(同一生計)の状況(保護者および対象児童生徒を含む)				* 収入状況		* 必要額等				
氏名	生年月日(満年齢) ※ 申請年度は現年度	続柄	勤務先または 在学学校名・学年 ※ 年12月末現在	同居 別居 別居 別居	特別扶養 除・学割の 場合○	所得金額 ※ 収入総額(世帯全体の収入) U: 0.0万円未満 F: 3	教育扶助		生活扶助	
							学割 給費	基準額	第1類	第2類
	年 月 日 ( 歳)					円	円	円	円	円
	年 月 日 ( 歳)									地区別学割加算額 (F) 円
	年 月 日 ( 歳)									住宅扶助基準 (G) 円
	年 月 日 ( 歳)									障害者加算控除 (H) 円
	年 月 日 ( 歳)									必要額の合計 (A)~(G) 円
	年 月 日 ( 歳)									(E) 円
	年 月 日 ( 歳)									12月の所得額 (C)/12ヶ月 (D) 円
	年 月 日 ( 歳)									障害者加算が承認場合 (D)~(H) 円
合計						(A)	(a)	(b)	(c)	(d)
						(B)				所得額(必要額) (D)/(E) 円
						(C)				(印) 捺す・小童未満は2枚

児童扶養手当に基づく児童扶養手当	1 受給中である 2 申請中である 3 要給していない	生活保護法に基づく生活保護	1 受給中である 2 停止または廃止されている 3 要給したことはない	就学援助が必要か(具体的に記入してください。)
------------------	-----------------------------------	---------------	---	-------------------------

学校長意見欄	1 生活状態が悪いと思われる。 2 学校納付金が滞りがちである。 3 経済的理由により欠席が多い。 4 その他(具体的に)	※教育委員会記入欄 右のとおり決定する。 年 月 日 (横断線は月 月) 小浜市教育委員会	申請者の意向について承認し、申請書の記載内容を確認しました。 担当民生委員 署名
--------	--	--	--

様式第1号(第8条関係)

NO. \_\_\_\_\_

年度 就学支援申請書

下記のとおり就学支援を受けたいので申請します。申請に際して、必要があれば家族構成、私および同居者の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定について民生委員や関係機関への照会、公簿等の閲覧することに同意いたします。なお、認定後、給食費等学校納付金に滞りがある場合は、当該就学支援費を滞納額に充当することを承諾します。

小浜市教育委員会 様				年月日
学校名		申請者	(自署)	
対象児童生徒	新学年 (7才*) 氏名	住所	小浜市	
	新学年 (7才*) 氏名		電話番号	
	新学年 (7才*) 氏名			
	新学年 (7才*) 氏名			
世帯員氏名 (対象児童生徒を含む)	続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校名
	対象児童生徒			
児童扶養手当 受給状況	1・受給中である 2・申請中である 3・受給していない	生活保護の 状況について	1・受給中 2・停止または廃止されている 3・受給したことはない	
支援が必要な理由について、具体的に記入してください。				

<以下は記入しないでください。>

学校長意見欄	1 生活状態が悪いと思われる。 2 学校納付金が滞りがちである。 3 学用品費等に不自由している。 4 経済的理由により欠席が多い。 5 その他(具体的に)	
学校名		
校長名	印	
右のとおり決定する。	1 認定する。 2 却下する。	教育委員会 印
年 月 日 小浜市教育委員会		

様式第2号(第8条関係)

年度 就学援助費(新入学児童生徒学用品費)受給申請書

整理番号 №

小浜市教育委員会 様

※申請者(保護者)は**捺印**を記入してください。  
※地区担当民生委員の署名をむすってください。

下記のとおり就学援助費を受給したいので申請します。申請に際して、小浜市要保護および要支援児童生徒就学援助費支給要綱に基づき認定審査の次に、申請構成、世帯の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定等について、民生委員や関係機関への調査および、課税情報、住民票等の公開を閲覧することを承諾します。また、認定後、給費等学校納付金に滞りがある場合は、当該就学援助費を滞りなく充当することに同意します。

学校名	新学年	対象児童生徒氏名	住 所	申請者(保護者)氏名	年 月 日
小浜市立	新学年		小浜市	(自署)	
学校	新学年		年1月1日の住所(上記と違)の場合のみ記入) ※小浜市外の場合は、 乳幼児・学生宅別(家族世帯)の住所証明書を添付すること。	(電話番号)	
	新学年				都道府県の地区別区分: VIE 地区の地区区分: 地区別-1

氏 名	家族(同一生計)の状況(保護者および対象児童生徒を含む)		※ 収入状況		※ 需 要 額 等	
	生年月日 (満年齢) ※ 年 月 日	続柄 ※ 特別養育 児童の 養育者 ※ 年12月現在	所得金額 ※ 年12月現在 除く学校の 給食費	特別養育 児童の 養育者 ※ 年12月現在	教育扶助 第1類 一時扶助	第2類 基礎額(e)
	年 月 日 (満年齢)		円	円	円	円
	年 月 日 (満年齢)					地区別冬季加算額(f) 円
	年 月 日 (満年齢)					住宅扶助基準(g) 円
	年 月 日 (満年齢)					障害者加算除額(h) 円
	年 月 日 (満年齢)					必要額の合計(a)~(g) (h) 円
	年 月 日 (満年齢)					12月の所得額(C)/12ヶ月 (D) 円
	年 月 日 (満年齢)					障害者加算がある場合 (D)-(h) 円
合 計		所得金額の合計 社会保険料、生保保険料、児童扶養手当の控除額 ※自費負担額 合計 差引合計(A)-(B)	(A)	(B)	(a)	(b)
			(C)		(c)	(d)
						(E) 除く、小敷金以下2位

児童扶養手当に基づく 児童扶養手当	1 支給中である 2 申請中である 3 支給していない	生活保護法に基づく 生活保護	1 支給中である 2 停止または廃止されている 3 支給したことはない	就学援助が必要な理由 (具体的に記入してください。)
----------------------	-----------------------------------	-------------------	---	----------------------------

【印欄】	金額欄	支店	種別	口座番号
	(フリガナ)		普通	
	口座名義			

※教育委員会記入欄  
右のとおり決定する。  
年 月 日  
小浜市教育委員会

申請者の意向について承知し、申請書の記載内容を確認しました。  
担当民生委員  
署名

1 認する。  
2 却下する。

(裏)

民生委員所見欄
※ 教育委員会、学校へ連絡したいことがある場合はご記入ください。
担当民生委員 (自署)

様式第2号(第8条関係)

就学支援費にかかる収入額・需要額調査

学校名	学校	就学支援費にかかる収入額・需要額調査	整理番号 №
保護者等氏名	新学年	児童生徒氏名	住 所
	新学年		小浜市
	新学年		(年 月 月末現在の住所が違う場合)
	新学年		(祖父同居 有・無)
	新学年		

\* 都道府県の地区別区分  
I、II、III、IV、V、VI  
地域の地区区分  
1-1、1-2、2-1  
2-2、3-1、3-2

氏 名	世帯(同一生計)の状況 (年 月 月末現在で記入のこと)				※ 収入状況		※ 需 要 額 等	
	生年月日 (満年齢)	続柄	勤務先 在学学校名・学年	障害の有無	所得金額	教育扶助 学校給食費 円	第1類 円	第2類 円
	年 月 日 (満年齢)			有・無 (級)				基礎額(e) 円
	年 月 日 (満年齢)			有・無 (級)				地区別冬季加算額(f) 円
	年 月 日 (満年齢)			有・無 (級)				住宅扶助基準(g) 円
	年 月 日 (満年齢)			有・無 (級)				障害者加算除額(h) 円
	年 月 日 (満年齢)			有・無 (級)				必要額の合計(a)~(g) (h) 円
	年 月 日 (満年齢)			有・無 (級)				12月の所得額(C)/12ヶ月 (D) 円
	年 月 日 (満年齢)			有・無 (級)				障害者加算がある場合 (D)-(h) 円
	年 月 日 (満年齢)			有・無 (級)				所得額/必要額(D)/(E) (切り捨て、小数点以下2位)
合 計					(A)	(a)	(b)	(c)
								(d)
								(E) 除く、小敷金以下2位

(注) 1 \*は記入の必要はありません。太枠のみ記入してください。  
2 裏面の記入上の注意事項を必ずよく読んでから記入してください。  
3 就学者、乳幼児を除くすべての世帯員について所得証明書を添付してください。

(削除)

様式第3号(第3条関係)

NO. \_\_\_\_\_

年度 準要保護児童生徒就学援助(新入学児童生徒学用品費)認定申請書

下記のとおり就学援助(新入学児童生徒学用品費)を受けたいので申請します。申請に際して、必要があれば、同居者の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定について民生委員や関係機関への照会、公簿等の閲覧をすることに同意いたします。なお、認定後、給食費等学校納付金に滞納がある場合は、当該就学援助費を滞納額に充当することを承諾します。

小浜市教育委員会 様					年 月 日	
学校名			申請者		(自署)	
対象児童生徒	新学年	(カガ)氏名	住所	小浜市		
	新学年	(カガ)氏名		電話番号		
	新学年	(カガ)氏名				
	新学年	(カガ)氏名				
世帯員氏名 (対象児童生徒を含む)		続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校名	
		対象児童生徒				
児童扶養手当 受給状況		1・受給中である 2・申請中である 3・受給していない		生活保護の 状況について		1・受給中 2・停止または廃止されている 3・受給したことはない
支援が必要な理由について、具体的に記入してください。						
振込口座						
金融機関		支店				
口座種別		普通・当座		口座番号		
(ふりがな) 口座名義						

※以下は記入しないでください。※

右のとおり決定する。	年 月 日	1・認定する。	教育委員会印
小浜市教育委員会		2・却下する。	



	<p>民生委員所見欄</p> <p>※ 教育委員会、学校へ連絡したいことがある場合はご記入ください。 特に無い場合は署名のみで結構です。</p> <p style="text-align: right;">担当民生委員 _____</p>
--	---

3) 附則

施行日／令和5年4月1日

議案第10号

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について承認を求める。

令和5年3月17日 提出

小浜市教育委員会  
教育長 窪田 光宏

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則

(小浜市スポーツ推進委員会規則の一部改正)

第1条 小浜市スポーツ推進委員会規則(昭和37年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「ならびに公民館」を削る。

(小浜市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第2条 小浜市教育委員会事務局処務規則(昭和29年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中第15号を削り、第16号を第15号とし、同条第17号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

(小浜市青少年愛護センター設置規則の一部改正)

第3条 小浜市青少年愛護センター設置規則(昭和40年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「小浜市中央公民館内」を「小浜市役所生涯学習スポーツ課内」に改める。

(小浜市立図書館設置条例施行規則の一部改正)

第4条 小浜市立図書館設置条例施行規則(昭和34年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「公民館」を「コミュニティセンター」に改める。

(小浜市公民館運営審議会設置規則等の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小浜市公民館運営審議会設置規則(昭和39年教育委員会規則第6号)
- (2) 小浜市公民館管理運営に関する規則(昭和45年教育委員会規則第4号)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 議 案 内 容 要 点

### 議案第10号 小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の改正等に関する規則について

#### 1) 改正理由

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例（令和4年小浜市条例第12号）の制定に伴い、関係する規則に関して所要の改正等を行うもの。

#### 2) 内容

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の一部を次のように改正する。

#### 【改正後・現行比較】

改正後	現行
第1条 （小浜市スポーツ推進委員会規則の一部改正） （事業） 第4条 委員会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 市および市教育委員会_____の行う体育事業に協力する。 (2)～(4) （略）	（事業） 第4条 委員会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 市および市教育委員会 <u>ならびに公民館</u> の行う体育事業に協力する。 (2)～(4) （略）
第2条 （小浜市教育委員会事務局処務規則の一部	

改正)

第5条 生涯学習スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(14) (略)

(削除)

(15) 青少年愛護センターに関する事

(16) はたちのつどいに関する事

(17) 人権教育・啓発に関する事

(18) その他社会教育に関する事

(19) その他社会体育に関する事

(20) 文化文芸振興に関する事

第3条 (小浜市青少年愛護センター設置規則の一部改正)

(名称および目的)

第1条 (略)

2 愛護センターの事務局は、小浜市役所生涯学習スポーツ課内に置く。

第4条 (小浜市立図書館設置条例施行規則の一部改正)

(貸出文庫)

第9条 本市に所在する官公署、コミュニティセンター、社会教育団体または館長が適当と認めた団

第5条 生涯学習スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(14) (略)

(15) 公民館に関する事。

(16) 青少年愛護センターに関する事

(17) はたちのつどいに関する事

(18) 人権教育・啓発に関する事

(19) その他社会教育に関する事

(20) その他社会体育に関する事

(21) 文化文芸振興に関する事

(名称および目的)

第1条 (略)

2 愛護センターの事務局は、小浜市中央公民館内に置く。

(貸出文庫)

第9条 本市に所在する官公署、公民館、社会教育団体または館長が適当と認めた団

体の長からの希望により図書館において編成した  
文庫を貸付けることができる。

2 (略)

体の長からの希望により図書館において編成した  
文庫を貸付けることができる。

2 (略)

(小浜市公民館運営審議会設置規則等の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小浜市公民館運営審議会設置規則（昭和39年教育委員会規則第6号）
- (2) 小浜市公民館管理運営に関する規則（昭和45年教育委員会規則第4号）

### 3) 附則

施行日／令和5年4月1日

議案第11号

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令の制定について承認を求める。

令和5年3月17日 提出

小浜市教育委員会  
教育長 窪田 光宏

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和52年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出先機関」を「前条の対象となる出先機関」に改め、同条第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号を第2号とし、第8号を削る。

第4条を削る。

第5条中「日曜日」を「日曜日および土曜日」に改め、「および第4条の規定により翌週に相当時間の勤務を免じた職員ならびに前条の規定により翌日の出勤時刻を遅らせることを承認した職員」を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



## 議 案 内 容 要 点

### 議案第 1 1 号 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について

#### 1) 改正理由

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例（令和 4 年小浜市条例第 12 号）の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

#### 2) 内容

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和52年教育委員会訓令第1号）の一部改正

#### 【改正後・現行比較】

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間については、小浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年小浜市条例第 1 号）および小浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年小浜市規則第 7 号）によるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(出先機関)</p> <p>第 2 条 <u>前条の対象となる</u>出先機関とは、次に掲げる機関をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間については、小浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年小浜市条例第 1 号）および小浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年小浜市規則第 7 号）によるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(出先機関)</p> <p>第 2 条 _____出先機関とは、次に掲げる機関をいう。</p>

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(1) 文化会館

(2) 図書館

(削除)

(削除)

(超過勤務手当の支給制限)

第4条 第3条の規定により日曜日および土曜日を  
振替えた場合に勤務した職員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_については、この対応する勤務  
時間内における勤務に対しては、超過勤務手当を  
支給しない。

(補則)

第5条 (略)

(1) 公民館

(2) 青少年愛護センター

(3) 若狭ふれあいセンター

(4) 遠敷交流センター

(5) 勤労者体育センター（野球場）

(6) 文化会館

(7) 図書館

(8) 小浜市総合運動場

(勤務時間外に勤務した者の翌日の出勤時刻)

第4条 公民館に勤務する職員に対し、所属長が常  
時、正規の勤務時間を超えて、関係規定に定める閉  
館時刻の間まで勤務を命じた場合は、特別の場合  
を除き、教育長の指示に基づき、翌日の勤務時間  
の中で3時間45分を限度に出勤時刻を遅らせるこ  
とを承認することができる。

(超過勤務手当の支給制限)

第5条 第3条の規定により日曜日 \_\_\_\_\_ を  
振替えた場合に勤務した職員および第4条の規定  
により翌週に相当時間の勤務を免じた職員ならび  
に前条の規定により翌日の出勤時刻を遅らせるこ  
とを承認した職員については、この対応する勤務  
時間内における勤務に対しては、超過勤務手当を  
支給しない。

(補則)

第6条 (略)

### 3) 附則

施行日／令和5年4月1日